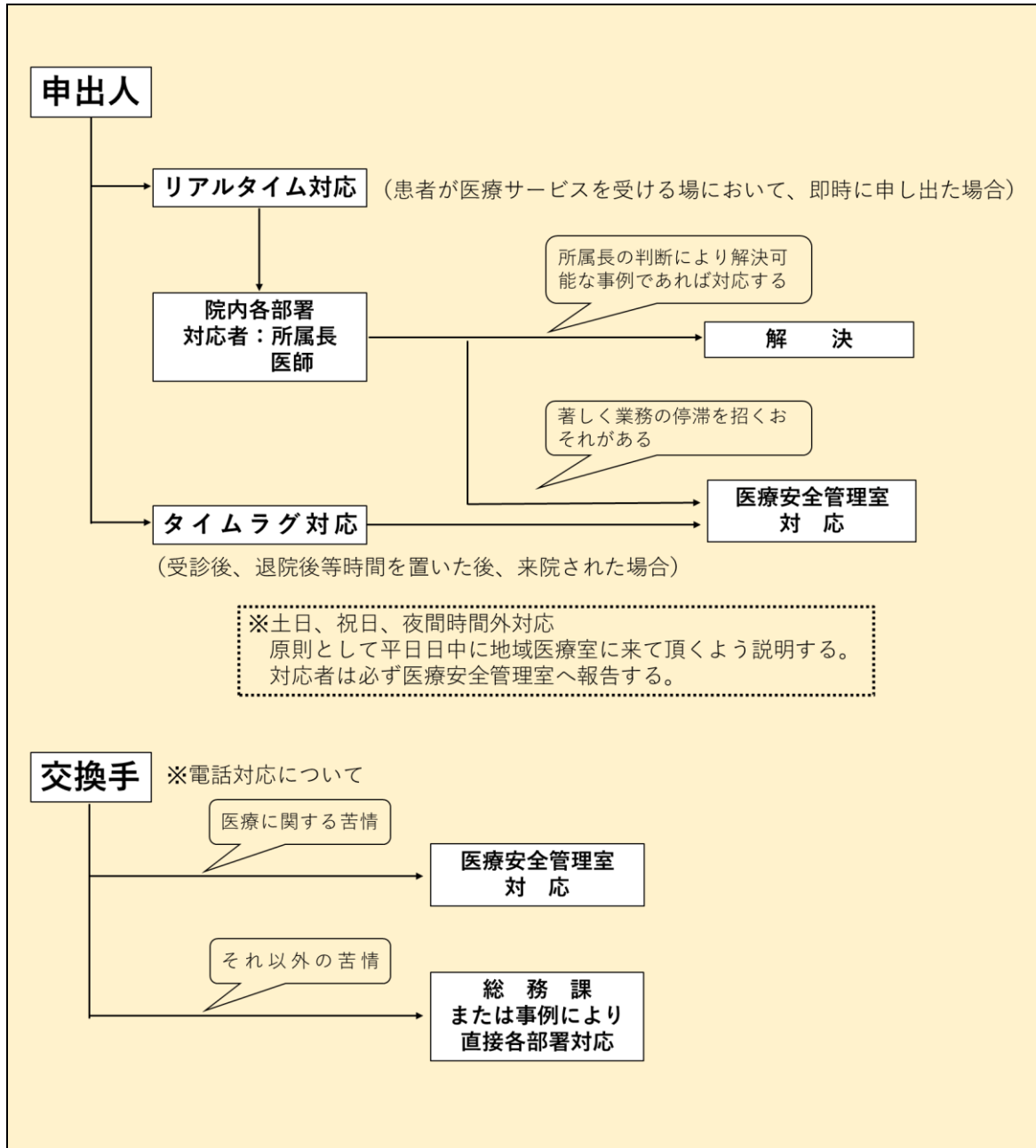


## 7 苦情・相談対応

### 7-1 苦情・相談対応フローチャート



連絡先：医療安全管理室または地域医療室

医療安全管理室 参事（医事課長）	医療安全管理室 参事（看護次長）	地域医療室 MSW	医療安全管理室 参事（検査科長）
PHS:1511	PHS:1302	PHS:1206	PHS:1201

---

## 7-2 苦情・相談内容報告について

---

電子カルテ端末の「ファントルくん」に報告内容を入力する。報告を受けた医療安全管理室は早期に情報共有するため、関係者へ報告内容を転送（ファントルくん）に加え決裁を回覧すること。

※記入は所属長が記載すること

この規則は、令和4年4月1日より一部改訂する。

令和5年4月1日より一部改訂する。